

豊田市農地集積支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号）に定めるもののほか、農地集積支援事業の補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付目的)

第2条 畦畔除去によるほ場の区画拡大により、担い手の農作業の効率化を促進することで農地の集積・集約を図る。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、市内において担い手への農地の集積及び集約を目的に畦畔を除去する事業（当該除去後の1区画の面積が概ね3,000㎡以上となるものに限る。ただし、認定農業者等が耕作する土地についてはこの限りではない。）を行う当該農地の土地所有者とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、除去する畦畔1本につき、その畦畔に直接接する農地の土地所有者1名あたり定額3万円とする。また、畦畔除去後のほ場の区画面積が、3,000㎡を超える場合、又は特定保全農用地区域内の畦畔を除去する場合においては、1名あたり1万円を増額する。（双方に該当する場合、加算額の上限は1万円とする。また、当該土地が共有名義の場合は、代表者1名に補助金を交付するものとする。）ただし、土地の所有者又は同一世帯員が自ら耕作する農地間の畦畔を除去する場合は、交付対象としない。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、豊田市農地集積支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、完了した日から起算して30日以内又は翌年度4月10日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(1) 除去する前後の畦畔の写真

(2) 除去する畦畔の箇所を色塗りした図面

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による交付申請があったときには、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定し、豊田市農地集積支援事業補助金交付決定通知書兼確定通知書（様式第2号）により、申請者に通知す

るものとする。

- 2 市長は、本補助金の交付事務に必要な内容に関し、申請者の同意を得た上で、住民基本台帳の閲覧及び市税の収納状況を確認することができる。

(交付決定の除外要件)

第7条 前条の規定にかかわらず、市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定をしないことができる。

- (1) 法人等（法人若しくは団体又は個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながらその組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。
- (2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- (7) 豊田市税を滞納しているとき。

(補助金の交付)

第8条 第6条の規定による補助金の交付の決定を受けた申請者は、請求書を速やかに市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の請求書に基づき、補助金を交付するものとする。

(電子申請)

第9条 第5条（交付の申請）の規定にかかわらず、申請者は、あいち電子申請・届出システ

- ム（平成16年あいち電子申請・届出システム利用規則）により、申請することができる。
- 2 第6条第1項（交付の決定）の規定にかかわらず、市長はあいち電子申請・届け出システムにより、通知することができる。

（交付決定の取消）

第10条 市長は、補助金の交付を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の返還を命ずることができる。

- （1）第3条及び第4条に規定する要件を満たしていないことが判明したとき。
- （2）虚偽の申請、その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- （3）その他市長が補助金の交付を不相当と認めるとき。
- （4）第7条各号のいずれかに該当したとき。

（検査等）

第11条 市長は、申請者に対して、補助金に関する必要な事項を指示し、報告を求め、又は検査することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この基準は、令和7年7月1日から適用する。

（要綱の失効）

- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、交付申請がなされた補助金に関しては、同日後も、なお効力を有する。

附 則

（施行期日）

- 1 この基準は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この基準は、令和8年5月2日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

豊田市農地集積支援事業補助金
交付申請書兼実績報告書

豊田市長

豊田市補助金等交付規則（昭和 4 5 年規則第 3 4 号）第 4 条及び第 10 条の規定により、
下記のとおり申請します。

			交付申請日	年 月 日
申請者	住所	法人等の場合は所在地		
	フリガナ	法人等の場合は名称、 代表者の役職名・氏名		
	氏名			
	生年月日	法人等の場合は不要		年 月 日生
	電話番号	日中に連絡のとれる番号		

記

補助事業名	農地集積支援事業		
申請金額	除去する畦畔 1 本につき 3 万円 ※畦畔除去後の面積が、3,000 m ² を 超える場合、又は特定保全農用地区 域内の畦畔除去の場合は 4 万円		0, 0 0 0 円
同意・誓約事項 (<input checked="" type="checkbox"/> チェックしてく ださい。)	<input type="checkbox"/> 補助金申請に係る経費の収支を明らかにした領収書類、帳簿、通帳等は 補助金申請を行った年度の翌年度から 5 年間保存し、市からの求めがあ った場合に提出することに同意します。		
	<input type="checkbox"/> 豊田市税を滞納していません。		
	<input type="checkbox"/> 本補助金の交付事務に必要な内容に関し、法人・任意団体等の場合は市税 の収納状況を、個人・個人事業主等の場合は住民基本台帳及び農地基本 台帳の閲覧並びに市税の収納状況を確認することに同意します。		

報告の内容

対象農地の所在 (畦畔除去後に一体 となる農地)	特定保 全農用 地区域	地目	対象農地 面積(m ²)	土地所有者		耕作者 名
				氏名	住所	
	内・外					
	内・外					
	内・外					
畦畔除去後の合計面積						

実施期間

実施日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日

添付書類

必須	<input type="checkbox"/> 除去する前後の畦畔の写真 <input type="checkbox"/> 除去する畦畔の箇所を色塗りした図面
事務局記入	

豊田市農地集積支援事業補助金
交付決定通知書兼確定通知書

豊田市長

補助事業者	
	様
交付申請兼実績報告日	年 月 日

豊田市補助金等交付規則（昭和 4 5 年規則第 3 4 号）第 5 条及び第 11 条の規定により、次のとおり交付を決定し、補助金の額を確定しましたので通知します。

補助事業名	農地集積支援事業
補助金の額	金 円

補助金交付の条件

1 一般的な条件

- (1) この補助金を、交付の目的以外に使用しないこと。
- (2) 補助事業の実施に当たっては、関係法令、豊田市補助金等交付規則、豊田市農地集積支援事業補助金交付要綱（以下「法令等」という。）を遵守すること。
- (3) 市長又は市長の委任を受けた職員が、補助事業の適正な実施のためにする指示、通達等に従うこと。